

# 令和4年第4回北竜町議会臨時会

令和 4年11月25日（金曜日）

## ○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第59号 町長、副町長、教育長の給与に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第60号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 6 発議第 4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

## ○出席議員（8名）

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1番 中村尚一君 | 2番 尾崎圭子君  |
| 3番 北島勝美君 | 4番 小松正美君  |
| 5番 小坂一行君 | 6番 松永毅君   |
| 7番 藤井雅仁君 | 8番 佐々木康宏君 |

## ○欠席議員（0名）

## ○出席説明員

- |                 |        |
|-----------------|--------|
| 町長              | 佐野豊君   |
| 副町長             | 高橋利昌君  |
| 教育長             | 有馬一志君  |
| 総務課長            | 南波肇君   |
| 住民課長            | 細川直洋君  |
| 建設課長            | 奥田正章君  |
| 産業課長            | 続木敬子君  |
| 兼ひまわりプロジェクト推進室長 |        |
| 農業委員会<br>事務局長   | 川本弥生君  |
| 教育課長            | 井口純一君  |
| 会計管理者           | 北清広恵君  |
| 永楽園長            | 東海林孝行君 |
| 地域包括支援<br>センター長 | 神薮早智君  |
| 総務課参事           | 高橋克嘉君  |

○出席事務局職員

事務局長	高橋	淳	君
書記	田畑	晶子	君

◎開会の宣告

○議長（佐々木康宏君） おはようございます。ただいま出席している議員は、8名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第4回北竜町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（佐々木康宏君） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐々木康宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、6番、松永議員及び7番、藤井議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐々木康宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐々木康宏君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
本臨時会に提出された案件は、議案2件、発議1件、計3件であります。  
次に、本臨時会に説明員として、佐野町長、高橋副町長、有馬教育長、南波総務課長、細川住民課長、奥田建設課長、東海林永楽園園長、続木産業課長兼ひまわりプロジェクト推進室長、川本農業委員会事務局長、井口教育課長、北清会計管理者、神薮地域包括支援センター長、高橋克嘉総務課参事がそれぞれ出席いたします。  
本会議の書記として、高橋淳局長、田畑書記を配します。  
次に、議長会務報告につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しのうえ、ご了承賜りたいと存じます。以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第59号

○議長（佐々木康宏君） 日程第4、議案第59号「町長、副町長、教育長の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。理事者より提案理由の説明を願います。  
高橋副町長。  
○副町長（高橋利昌君） （説明、記載省略）  
○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第59号について質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

採決をいたします。議案第59号原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって議案第59号「町長、副町長、教育長の給与に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第60号

○議長(佐々木康宏君) 日程第5、議案第60号「職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。理事者より提案理由の説明を願います。

高橋副町長。

○副町長(高橋利昌君) (説明、記載省略)

○議長(佐々木康宏君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第60号について質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

採決をいたします。議案第60号原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって議案第60号「職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決されました。

#### ◎日程第6 発議第4号

○議長(佐々木康宏君) 日程第6、発議第4号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提案者より趣旨説明を願います。

4番、小松議員。

○4番(小松正美君)

発議第4号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」。

上記の改正案を地方自治法第112条及び北竜町議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和4年11月25日提出。

提出者、北竜町議会議員、小松正美、賛成者、北竜町議会議員、中村尚一議員でございます。

一般職の職員の給与に関する法律の適用をうける国家公務員の給与については、8月8日に人事院勧告をおこない、10月7日に閣議決定がされました。地方公務員の給与についても国の改正に準じて条例改正を求められているところであり、議員の報酬についても、それに準じて改正をおこなうものであります。

内容については、令和4年度の議員報酬等については3月定例会において、令和4年度人事院勧告分を令和4年度に補正するものとして、附則に在職期間6ヶ月以上にあたっては、0.15ヶ月分減額され計上されているものであるが、このたび、令和4年度の人事院勧告では議員の報酬については、在職期間6ヶ月以上で0.1ヶ月分増額され、4.4ヶ月分となりました。4.4ヶ月分の支給となるところでございますけれども、令和3年度分の減額分、0.15ヶ月分があることから、令和4年度の支給については4.25ヶ月分の支給となるという改正でございます。尚、資料ナンバー4として、改正条例の新旧対照表を配布しておりますので参考としていただきたいと思います。

以上、趣旨説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐々木康宏君） 趣旨説明が終わりました。

発議第4号について質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

採決をいたします。発議第4号原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって発議第4号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（佐々木康宏君） 本臨時会の会議に付された案件は全て終了いたしました。

これで、令和4年第4回北竜町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時41分

この会議録の次第は、書記田畑晶子が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明する。地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員